

日本書紀訓考

關四郎太註解

九

157
1530
9



關四郎太註解

日本書紀訓考

北越

關氏藏版



日本書紀訓考九卷

越後國柏崎 關四郎太謹撰

神代下壹之卷

日本書紀卷第二

神代下

此處ハ目錄マシルシニ、此、次、又、題號フミナシと卷名あり、べき事
なり、を、略、き、たり、事、上、訓考ニ、卷、ふ、云、り、○、神、代、下、ハ、加、美

○日本書紀訓考九卷

。一



與能久太利能志母と

訓事心上 訓考云云

天照大神之子正哉吾勝勝速

日天忍穗耳尊娶高皇產靈尊

之女栲幡千千姬生天津彦彦

火瓊瓊杵尊故皇祖高皇產靈

尊特鍾憐愛以崇養焉遂欲立

皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以

為葦原中國之主然彼地多有

螢火光神及蠅聲邪神復有草

木咸能言語故高皇產靈尊召

集八十諸神而問之曰ロヅノカミヲカムツドヘテトヒタマハク吾欲令アレハラノ
 撥平葦原中國之邪鬼ナカククニノアラブルカミヲコトムケシメムトオモフ當遣誰イツレノカミヲツ
 者宜也カハサバヨケム惟爾諸神勿隱カミタチナカクシマツリソトイフ所知ミナ
 曰天穗日命是神之傑也マラサクアメノホヒノミコトコレスグレタルカミナリ可不ツカハシテ
 試歟於是俯順衆言ムトマラスカレコ、ニ即ミナマラスマニク以天穗アツノホヒノミコトヲ

日命ツカハシテ往平之然此神コトムケシメタマヒキシカルニコノ佞媚於大カミ
 已貴神比及三年コビツキテミトセニナルマデ尚カヘリゴトマラサバリキ不報聞故カレ
 仍遣其子大背飯三熊之大人マタソノミコオホセヒミクマノウシマタノミナハタケ
 大人ダイジムコレバ此亦名武三熊之大人ミクマノウシヲツカハシケルニ此コ
 云于志ウシトイフ亦名武三熊之大人ミクマノウシヲツカハシケルニ此コ
 亦還順其父遂不報聞モマタソノチニシタガヒテツヒニカヘリゴトマラサバリキ

天照大神大ハ今本太とあるハ、舊事紀御鎮座傳記あ
 どの偽書如此ある小依て、後人改め書了るべし
 今ハ上下皆大とある小依て改め書了る。○正我吾
 勝云云の御名ハ上訓考六卷廿八丁小出。○栲幡千々姫栲幡
 ハ口決小栲功也と云、古事記傳十五丁小栲功也出
 千々も其處津師とある師ハ和名抄小織之ハ良岐
 とあると、同くて、上代ハ布帛の織たる出きて下、一
 書小、萬幡豊秋津姫命とも、又一書小、栲幡千々姫萬幡
 姫命とも、これミト尊と讀添べし古事記も、萬
 幡豊秋津師比賣命とあり、此、姫尊ハ、神名帳小、伊勢國

度會郡大神宮三座相殿坐神二座並大とあり、相殿
 小坐二座ハ、儀式帳小同殿坐二柱云云、坐右方稱萬幡
 豊秋津姫命也、是皇孫母靈御形坐とあり、
 尊タトき、姫神ミ坐リ。○生ウマヒ此下ホ天火明命是尾張連等之祖也の下
 二字何了づき小、無キハ、撰者のさから小削りて、御
 弟小坐り、彦火瓊々杵尊此御子とて、下小彦火
 々出見尊と並ぶと出きき、ハ誤あり、此ハ火明命
 とある小依て、彼處の火カシ誓給ふ處小入づき事と思
 ひの事あるべし、その下細く辨へ云べし、さて
 天字ハ彼處カシハ無テ、末、一書小、天照國照彦火明命と

日子番能通通岐命此子應降也トヨリきて彼記ハ是
より下文の趣ハ御子の天忍穗耳命ホノノニ係カリて番能通ホノノニ
岐命の生坐シより以前イマハ何ナニりかキきバ此コノ本ホノ書ノハ古
事記と違ヒつルよシ似ニとれド凡ソて此コノ紀ノハ地ノを主トとスく
撰給ヒ事上ニ訓考ニ云フ如シされバ天忍穗耳尊
ハ降リ坐スるル見キバ下ノ國征ノ事モ彦火瓊々杵尊子
係テ申セるル所リ故ニ此ノ意ヲ得テ見ル時ハ古事記と違
ふ事アリぞウ○彼國ハ曾能久尔ト訓ベトハ天
より此皇國を指シて詔給フ御言アレバ何り○螢火ハ
保多流ト訓テ火ハ
漢籍唐詩ハ保多流ハ火垂と云言

て既ハ子ノ火ト捨ベトハ和名抄類螢和名保多流宇鏡
云言あきまと捨ベトハ和名抄類螢和名保多流宇鏡
小ノ螢蠅保太留枕草紙虫ハとある段みも見え源氏物
と多クつとあきれたりあるを薄き方ハ此ノ夕方計
隔テたる見ル給フ云云鳴聲も聞えぬ虫乃思ひだま
くをかしと見給ふ云云云鳴聲も聞えぬ虫乃思ひだま
人のけつみわ消ス物カ返歌ハせど身をあと
のミこが螢とを詔ヨり増思ひあるらめ
何リ名義ハ通證六三ノ火垂ありと何れ此虫ハ人皆
事ノ通證如く此下ノ奈須と讀添べト此ノ奈須ハ似
の説ハ如シく是ハ古事記傳三○光神光ハ加我夜久
と訓ベトハ加我ハ明きを云上一卷丁卅五小ノ赤酸醬此云
阿箇々鵝智と何る阿箇ハ酸醬ノ赤きを云箇鵝ハ其

○日本書紀訓考九卷
○九

物の赤きを炎事カキ云ありて云るあり智ハ都美○夜
久ハ辭あり通證ハの卅一丁加我ハ光明を云ヤキ
焼とせしき強記なりそのか○及ハ捨て○蠅聲邪神蠅聲ハ
佐婆倍奈須と訓べし佐婆倍上訓考五卷出又邪神
ハ今本アシキカミ阿良夫流加美と訓べし阿良ハ荒
夫流ハ辭あり式乃大板詞如此依志奉志國中爾荒
振神等乎波神問志爾問志又遷却崇神詞水穗國能
荒振神等乎神攘攘平氣武止云云出雲國造神賀詞石根木立青水沫毛事問天荒國在利云云

皆此コトと同シ荒振ヲとあり又古事記もを故ニ爲ス於テ此
國道速振荒振國神等之多在とあり此より上の○
多有へ返りて佐波奈利と訓べし○有ハ捨て○草木
咸能言語ハ幾久佐毛古登々布と訓べし上一卷四十
とありハ久佐能加幾波と訓る其上一卷磐石と咸ハ
あきバあり此ハ其言をきバた幾久御あり咸ハ
毛小當能ハ捨べし下一書小葦原中國者磐根木株草木猶
能言語式の大板詞も磐根樹立草之垣葉乎毛語止
氏あらるを此ハ磐根木株を略しなり
を以て大成給つるあり然る此ハ略しハ漢意
瀧て皇國の古雅の文を鹿漏よあり給つるハ憂度事
なり古事記曰於是天忍穗耳命於天浮橋多々志而

詔之豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者伊多久佐
夜藝互有氣理告而云云故以為於此國道速振荒振國
神等之多在下一書小高皇產靈尊勅八十諸神曰葦原
中國者磐根木株草葉猶能言語夜者若煙火而喧響
之畫者如五月蠅而沸騰式の大夜詞我皇御孫之
命波豐葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止事依
奉岐如此依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問
志給神攘攘給比氏語問志磐根樹立草乃垣葉乎毛語
止氏云云遷却崇神詞小更量給氏經津主命健雷命二
柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘攘給比神和和

給氏語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏云云出雲國
造神賀詞小豐葦原乃水穗國波畫波如五月蠅水沸支
夜波如火瓮光神在利石根木立青水沫毛事問天荒
國在利云云是らあり此雅言を辨得て此の文をバ見
るべき事なり○召集ハ古事記ハ神集八百萬神集而
とあるに依て加牟都杼開尔都杼開と訓べし此加牟
神の御上よ云事々古文ありけり上一卷石窟段
小會合又其處の一書小會あどりるを加牟都杼此と
訓けり又自ら集を云此處ハ高皇產靈尊の勅小依て神
等集ふ故に都杼開と訓る問ハ波勢の約りよ下令集
と云事 ○吾ハ捨べしハ漢籍例々御國言にあり
也然きども上も引り大夜詞小我皇御孫之命とあり
ハ皇國文々々例あり下訓考十六卷十一丁よ云

○邪鬼ノラカミも上邪神とあるふ同ト此レハ字を替ヘテ書キマリあり○撥平ハコハ古登トハ事ト依ルト此言古事記傳十三丁の事ト同ト卒ハ氣ハ半カ加カ勢セみハ散ケる者出ル○當ハ捨テ○誰者ハ此レ方カへシ向カ意ノ言アリと○當ハ捨テ○誰者ハ伊豆ヱ禮レ能カ加カ美ミと訓ベト上者ヲ加カ美ト訓事○宜也ハ余ヨ祁武ケ○惟爾ニ字捨テ○勿隱ハ奈加久志奉利曾ヲ訓勿を奈ト云ハ古ノ所知ハ捨テ上代の詞ハ漢文ト言ハ既ニ出ル○所知ハ捨テ上代の詞ハ漢文ト○僉ハ美奈ト○天德ホ日命ヒハ上ニ訓考六丁卷ニ出ル○是神ノ之傑也ハ是須具レ禮多流カ加美奈利ト訓ベト是云云ト云ハ古文ノ格アリ下丁四ノ經津主神ハ是將佳也ハ古事記ニも是レ可遺ス又八重事代主神ハ是レ可レ白穴穗宮段ニ大日下

王ミコ四拜ヨシ云云是恐カあり○不可試シ歟ハ上ノ遣ト同トト都加波志ハ武ト○俯ハ捨テ是レ漢文ニ布志ト武ト云ハ順衆言ハ美奈申須麻ハ麻ト訓ベト是ハ神等ノ神ト議シて日ヲ云ハあり○即ハ捨テ○以ハ都加波志ト云ハ當テ訓ベト往ハ以とテ捨テ○平之ハ事ト卒氣志米給ト比ハ幾ハ然ハ志加流ハ爾ト大己貴神ハ上ニ訓考八丁卷ニ出ル○佞ハ今本ニオモネリト訓ヲ通證ニ六丁面ニ練ル捨テ是ハ漢文トハ也トあれト古言トハ思ハきレざレ捨テ是ハ漢文ト小添テ書キ○媚ハ古毘都幾ト互ト訓ベト古事記ニも媚ト附ル大國主神トありハ亦ハ大己貴神ト同傳十三丁ノ事ト同ト媚也ハ古夫靈異記ニも媚トコビトあキバノ字ヲ讀ミあリて古言アリべシ今俗言ハ物ヲ垢トあリの深解テ去リガ

主命を天降て、大きき功を成さるも、専ら穗日命の思
兼ふ依り云々と云きつるを、委しき考あり、今又
委しき考、先初、此神を天降遣し、次の天若日子の
如き征伐に御使ふにあはせ、只彼神賀ふ云る如く、此
國の體を見て、其狀に隨て、互き狀に謀らしむむと
あぞ有、けむわし、其故に彼天若日子を遣し、あは弓
矢を給ひ、事あるを、此神も然事も辨れ、あ
り、はく復命し、三年も過て後の事なき、古事記を
とふ、其間甚久しく還給ひぬ、あを云て、即次の天
若日子の事、轉せり、故に其後、此穗日命の復奏給
ひ、事をい、まぎるか、て傳洩せり、あるべし、さて後

小雉名鳴女を遣す時、たゞ天若日子の事を問はむ
る由のこあり、此穗日命の猶久しく還らぬ故を問
はむ事、見えざるを思へば、其以前、既返事申
し給ひ、事あるせたり、とあはせ、此神の事、あ
き、○大背飯三熊之大人、亦名武三熊之大人、ハ遷却
崇神祝詞、次遣志健三熊命、毛隨父事、氏返事、不申と
あり、此と同一、名義大ハ稱名背飯ハ、古事記傳十四
七、此神ハ出雲國造神賀詞、天夷鳥命とあはせ、同
丁、神乃如く聞え、さる、此下、以熊野諸多、熊野
背野とあはせ、熊野とさる、波波ハ比と切るとあはせ、
とあはせ、似たり、さる、波波ハ比と切るとあはせ、
あり、その飯の比、木國を紀伊國と出、はく背野と
書如く、背と引て呼音、あを意あり、と出、はく背野と

此國道速振荒振國神等之多在是使何神而將言趣爾
 思金神及八百萬神議白之天善比神是可遣故遣天善
 比神者乃媚附大國主神
 至于三年不復奏と何久

故高皇產靈尊更會諸神問當
 遣者僉曰天國玉之子天稚彥
 是壯士也宜試之於是高皇產

靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天
 羽羽矢以遣之此神亦不忠誠
 也來到即娶顯國玉之女子下
 照姬亦名高姬亦因留住之曰
 吾亦欲馭葦原中國遂不復命

是時高皇產靈尊コ、ニ、タカミムスビノミコト惟其久不來アメワカヒコガヒナシクカヘリゴトマラサ、ルラアマレト

報乃遣無名雉伺之其雉飛降オモホシテ、ナ、シキツレヲツカハシテウカハシノタマフカレキバシトビクダリテ

止於天稚彥門前所植アメワカヒコガカドノマヘニクテル、ユツ植シヨウ、ヒヨク、コレヲ

婁湯津杜木イフ、カツ、ラノ、コズ、ユニ杜木ト、モリ、コレヲ、ハ、カ之杪時ヲ、リ、キ、コラ

天探女アマノサグメ天探女テム、サグメ、ヂョ、コレヲ、バ此云阿ア、コ、レ、バ、云、ア見而謂ミ、テ、ア、メ

麻能左愚謎サ、メ、サ、メ、サ、メ、サ、メ

天稚彥曰奇鳥來居杜杪天稚ワカヒコ、ニ、アヤシキトリカツラノ、キニキラレリトイフ、アメ、ワカ

彥乃取高皇產靈尊所賜天鹿ヒコ、スオハチ、タ、カ、ミ、ム、ス、ビ、ノ、ミ、コ、ト、ノ、タ、マ、ヘ、ル、ア、メ、ノ、カ

兒弓天羽羽矢射雉斃之其矢コ、ユ、ミ、ア、メ、ノ、ハ、ハ、ヤ、ヲ、トリ、テ、キ、ッ、シ、ヲ、イ、コ、ロ、シ、キ、ソ、ノ、ヤ

洞達雉胸而至高皇產靈尊之キ、ッ、シ、ノ、ム、ネ、ヨ、リ、ト、ホ、リ、テ、タ、カ、ミ、ム、ス、ビ、ノ、ミ、コ、ト、ノ

座前也時高皇產靈尊見其矢ミ、モ、ト、ニ、イ、タ、リ、キ、カ、レ、タ、カ、ミ、ム、ス、ビ、ノ、ミ、コ、ト、ソ、ノ、ヤ、ヲ、ミ、ツ、ナ、ハ、シ、テ

との意も所り、古事記小天津國玉神とあり、○天稚彦
心、同書小天若日子と有り、さへ通證ふ、此神のこハ神
とル命と云、云、了處一處もあ、ト賤しめ、あ、了るべ
とあり、是、小依、了按、ふ、上の天國玉、下乃顯國玉あ、とふ
小神と云、了、ハ、此、天稚彦の事、小依、了、了、るべ、下、了
下照姫、心、同、神名帳、小、出雲、國、出雲、郡、天若日子、神社
二處あり、古事記傳十三、小、三代實錄十九、小、按、近江、國
正六位上、天若御子、神、從五位下、とあり、此、
神、小、也、古今集、序、注、了、此、神、を、阿、米、和、加、美、古、云、り
又、狹、衣、物、語、小、大、將、を、天、了、り、迎、小、來、了、人、を、阿、米、和
加、美、古、と、云、了、と、本、此、天、稚、彦、の、事、了、り、起、了、後、世、了、
天、了、り、降、了、人、を、バ、然、云、了、ふ、こ、を、了、了、め、と、あり、○
壯士也、宜試之、是、小、上、小、神、之、傑、也、不、可、試、と、あり、訓、了

同、小、○天鹿兒、弓、天羽、々、矢、ハ、下、一、書、小、天、鹿、古、弓、天、真
鹿兒、矢、又、一、書、天、忍、日、命、天、津、久、矣、ハ、天、掩、弓、掩、此、云、天
米、命、の、取、持、了、處、ハ、天、掩、弓、波、草、天、
羽、々、矢、と、見、え、古、事、記、小、天、之、麻、迦、古、矢、天、之、波、
波、矢、又、維、を、射、了、ハ、
了、處、あり、天、之、波、士、弓、天、之、加、久、矢、と、有、り、同
傳、十、三、十九、
了、是、了、を、相、照、了、て、考、了、小、真、鹿、兒、弓、と、波、
士、弓、と、一、了、了、て、別、あり、了、鹿、兒、と、ハ、鹿、を、射、了、由、了、
弓、矢、と、も、小、其、用、を、云、了、名、波、士、ハ、木、名、羽、々、ハ、羽、の、狀、
了、是、了、ら、其、體、を、云、了、名、あり、云、云、了、古、了、小、獵、了、
ハ、小、獸、及、鳥、あ、了、を、射、了、小、ハ、小、き、弓、矢、を、用、了、猪、鹿、あ
了、大、き、了、獸、あり、弓、も、大、き、了、了、て、強、き、を、用、了、矢、も

長きを用ひむ故鹿兒弓鹿兒矢と云ハ、大ききなり弓
矢の稱なり云云又波々矢と真鹿兒矢とも一ふして
別物ありむ波々矢ハ羽張矢あり、羽の廣く大ききあり
を云あるべし、して下三卷ハ、天皇饒速日命の天波々
矢を御覽して、彼天神の子なりと云事の偽ありざり
を、知し食又御自所御佩天羽々矢を示給ひり、長
髓彦ガ甚く踞踏しむを思ふ、かゝる物ありとも、天
の朝廷は、其製此國の尋常のとい遥々優て殊あり
状あり有けりしとあり○以ハ捨べし○遣之古事記
ハ、是以高御産巢日神、天照大御神、亦問諸神等所遣

葦原中國之天菩比神、久不復奏、亦使何神之吉爾、思金
神答白、可遣天津國玉神之子、天若日子、故爾以天之麻
迦古弓、天之波々矢、賜天若日子、而遣と有り○不忠誠
也ハ、麻米奈良受と今本訓り、下十卷四丁、忠世、卷九
丁ハ、竭忠ありとを、麻米古
カ、呂と、こハ、君と親ふ仕ふる事あり、後ハ、轉てハ、夫婦兄弟
トモガキ朋友ありと對て、も云言と明せり、竹取物語燕の巢くひ
ナヲを云處、其ハ、ゆめありむ我のこどもを、あへて海へうつすと云ふハ、君
み仕ふるを云あり、伊勢物語ハ、ゆめ男、又心ハ、ゆめを
らざり、ゆめれバとあるハ、女子就て、眞實あり、なり、古今
集、序ハ、ゆめあり處ハ、花薄穂ハ、出さばき事あり、

らば、又源氏物語第木卷空蟬の給ふ處、あまめだちて云云、又
卷行オキナひをまめあし給ふあどあるハ、人の眞實マコトの心を
葵アヲ行オキナひをまめあし給ふあどあるハ、人の眞實マコトの心を
云ふあり、徒然トネ草クサハ皆ミナかくあり、○來到ハ上の此
神の下カミふ有アべし、さうバ安毛利都アノモリツド礼レ杼ドと訓ツべけれど
も、此文ハ上カミふ遺ユ之ノとあるコトハ籠コモリてあるコト、又此神の下
へ、廻マらへ入イづき文フミもあつざれば、捨スべし、○即スも捨
て、○顯國玉カクシクニツタマハ大オホ巳ミ貴キ神カミの亦モ名ナあり、上ウヘ訓ツ考カウ八ハチ卷マキふ出デ
は、此神コノカミハ上ウヘ一ヒト卷マキふ顯國玉カクシクニツタマ神カミとあるコト、此コノ神カミ字ジの無ム
きハ上ウヘふ云イハふ如ニく賤セしめたるコト、さうれば、此神コノカミハ國クニ作ツク坐マ
し大功オホキあきま、今イマハ加美カミと讀ヨミ添ソフべし、○子コを捨スて、

○下照シタアル姫ヒメ名義ナミチ古事記傳十一五十五丁ふ容ヨロ貌ハシの美ウツクシ麗シ出イデ猶ナド
下シタふも云イハふト、○亦モ名ナ云イハふ云イハふ是コトハ上ウヘの亦モ名ナ健ツク三サン熊クマ之ノ大オホ
人の例タトヘふ依ヨバ、大書オホシとせべきあり、然シカきども此コノ紀キハ必カナラ
書格シヤカクを制サダしとも思オモひきざれば、今イマハ本ホンのオモくふあし
置オキつ、○高タカ姫ヒメ古事記コトハ、此コノ大國主オホクニノミ神カミ娶ムス坐マ胸ムネ形カタ與ヨ津ツ宮ミヤ多タ
紀キ理リ毘ヒ賣メ命ノミコト生ナ子コ阿ア遲チ鉏シ高タカ日ヒ子コ根ネ神カミ次ツギ妹イモ高タカ比ヒ賣メ命ノミコト亦モ
名ナ下シタ光ミツ比ヒ賣メ命ノミコトとあり、名義ナミチ同傳ドウデン十一五十八丁ふ高タカとハ兄ケイ
子コハ對タイて云イハふ、高タカハ天アメ出イデ、三代實錄サンダイジツロク四ヨシ十ジュウふ伯耆國ホクケノクニ正マサ六ムロ
津ツあつと云イハふ、同ドウトと、出イデ、三代實錄サンダイジツロク四ヨシ十ジュウふ伯耆國ホクケノクニ正マサ六ムロ
位イ、上天照ウヘノアメノミ高タカ日ヒ女メノミコト神カミ授タテマツ從ツグ五位下イノチノイノチノイノチノイノチノイノチとあり、ハ、此コノ神カミハ、
二ニ名ナともモハ、姫ヒメ字ジを書カキまし、ハ、國クニ作ツク○稚國玉コノクニノツタマ古事記コトハ
坐マし、大神オホカミの御女ミメノミコトあり、故ユヘゆるべし、○稚國玉コノクニノツタマ古事記コトハ

此御名無し同傳十三丁廿二ふ名義國父神の御名乃大
を負ハ女神あり父神を助て出上は是下就て按ハ
國經營ハ大き功を有けむと出上は是下就て按ハ
武夷鳥とある神ハ邊鄙を平給ひ功を美て出上は是下就て按ハ
鄙照と云ふ意と同く照ハ此意ありべしと出上は是下就て按ハ
 神當時威勢有りテ故ム今天稚彦此國土を得むと
欲ふ意あり此神を娶けしと何り下一書ハ天稚彦
 受勅來降則多娶國神女子經八年無以報命ともあり
 ○因○住ハ捨テ○曰ハ加礼言氣良久と訓べし○吾
 亦欲馭葦原中國ハ漢文書きくり皇葦原中國吾と訓欲馭
 を志良牟登と訓て其下伊比呂と讀添て亦ハ捨べし
 ○遂も捨て○不復命古事記曰於是天若日子降到其

國即娶大國主神之女下照比賣亦慮獲其國至八年不
 復奏とあり○怪其久不來報ハ讀べき古事記ハ天若
 日子久不復奏とありハ依て其字を阿米和加比古賀ガ
 と訓不來報を加開利言申佐謝流乎と訓怪へ返りと
 其下於毛保志氏と訓べし古事記ハ此も天照
 大御神高御産巢日神亦間諸神等云云とありを略
 きくり下一書ハ故天照大神召思兼神問其不あり
 ○乃ハ捨て○無名雉古事記ハ雉名鳴女と云下一
 書ハ無名雄雉又無名雌雉とあり訓ハ奈々志幾藝
 志と今本訓ハ雉ハ和名抄名羽族ハ雉和名木カ須一

云木之と有り木之とい、木を切て云る 万葉十一
春鳩鳴高圓邊丹十四キ、シ、ナク、タカマドノ、ベニ 武藏野乃乎具奇我吉
藝志あど有り白雉の事、訓考五十五、 さて古事記傳十
三丁 三 此御使ふハ名ある神をバ遣さばて故コト 雉
鳥をト 擇て遣はされハ、天稚彦ガ状を伺ひ視
めむガ爲ある故ハ、名もなき微賤者を遣は意めて無
名と云々、此度の御使ふ、如此雉鳥をト 擇て遣はさ
きハ如何ある故ハ、測ハ ぐとぞれども、漢籍共を見
るハ、雉ハ物聞事聰く、亦よく耿介ミヤコ を守鳥ありと云れ
バ、さる由もぞ有けむト 有り、○伺之ハ、宇加賀波

志米と訓べハ、古事記此紀 水垣宮段少女 宇迦迦波
久とあり下、一書ハ、候とあるハ、此と同言の意、字言
意ハ、下三卷六 下 穿邑とあり、宇加カ と同言あるべし、
て穿ウキ ハ行通トホ 事コト を云、此の宇加カ ハ行通トホ らせて、望視ノゾミ する
みのと云、言あるべし、賀比カヒ ハ辞コト あり、賀カヒ 比ヒ あり、○門カド
前マヘ とハ、古事記傳ハ、此國ハ淹留ウレウ して住居家スミヤカ のあり、
て此家ハ、何ナニ 乃國ニ あり、けむト 有り、
注の植字の上ハ、所字ト 有り、屋ヤ 下所ト ハ、古書ハ流ル 用
み、又本文マ あり、手依テ 依レ 今加イマ 加カ ○湯津ユツ 杜木カツラ 湯津
ハ五百箇イホ あり、訓考五 卷十 出カ 杜木カツラ ハ、下、一書マ あり、杜樹カ 古

事記のまふ楓又海神香木云加都良あど何り万葉七
廿五ふ向岡之若楓木下枝取云云字鏡ふ椿加豆良
和名抄類ふ楓和名乎加豆良爾雅云有脂而香謂之
楓又桂和名女加豆良と何り古事記傳十三ふか云
桂ハ皇國ふ稀古書ふ加豆良と云了趣ハ何處も
何處も偏有物と聞ゆ思ふ今世多
夫と云木あり何處も多き物もて其狀見分難きま
ぞ桂ふ似たりかきバ古ふ加豆良と云ハあべて
ハ此多夫の木もて其中ふをたまく漢籍ふ云る桂の
此紀あどふあるハ楓ウ桂めと云ふ古事記ハ香木と

も書字鏡ふも椿とみえ又古書中昔の書きてふ人の
門又庭あどふも在る事を按ふ桂の方何るべし又此
ふ杜木も書るを古杜字を當たるハ心得難ずれど字
鏡ふ杜毛利又佐加木とあるを按ふ彼今云多夫の木
ハ殊ふみらくく甚よく榮ゆる木あれバ上代よ是
をも榮木ふ用ぬ又神社あどふも殊も多く有けむ故
ふやがく毛利ふも此字を用ぬ一何るべし万葉十ふ
志良加志ふも白杜樹と書ふ加志をも古ハ榮樹と用
を當たる形りと何る○訓注の也ハ衍と思ハるれバ

今ハ捨つ。○抄ハ古受惠と訓べし和名抄具小梢和名
古須惠枝梢也とあり。○止へ返りて表利幾と訓べし
古事記曰於是諸神及思兼神答白可遣雉名鳴女時詔
之汝行問天若日子狀者汝所以使葦原中國者言趣
和其國之荒振神等之者也何至于八年不復奏故爾鳴
女自天降到居天若日子之門湯津楓上而言委曲如天
神之詔命とあり下。一書初メのハ此小時高皇產靈尊勅
曰昔遣天稚彦於葦原中國云云久不來者蓋是國
神有強禦之者乃遣無名雄雉往候之云云故復遣無名
雌雉メキシテともあり。○時ハ古采。○天探女古事記ハ天佐

具賣グとみえ下。一書ハ時有國神号天探女ト何ハ和
名抄類鬼魅ハ日本紀云天探女和名阿麻佐久女一云安
萬乃佐久女口決ハ天探女者從神護女也と云纂疏ハ
天稚彦之侍女也ト何ハ古事記傳十三冊一ハ或人云
探女探他心多邪思也ト龍照云ハ此意ハ乃ハ今世
小天ノ之ハ佐古と云ハ此名ハあり其ハ左右と何ハ万葉三
小人ハ之ハ悖心と云ハ惡者をハあり云ハめハと何ハ万葉三
丁二ハ久方ノ天ノ探女ノ石船乃泊師高津者淺爾家
留香裳ト詠ハ此探女ハ天ト云ハ名ハを負たれハ天ヨリ
ハ天稚彦ガ天降ノ時漏て降キ神天探女ハ磐船ノ乗
て此ハ至ス天磐船ノ泊ル故ハ高津ト号ト代匠記子
あり然レ下一書ハ國ノ神トあハ通證六九大和本紀
る傳ノ混乱たるハ也ト

云攝州西生郡ふ天探女神社ありと云ふ○奇鳥奇ハ
 阿也志幾と訓づ今本メヅラシキと訓るもあ○來
 居杜抄抄ハ幾と訓づ上ハハ古受惠と訓られど古
 事記曰爾天佐具賣聞此鳥言而語天若日子言此鳥其
 鳴音甚惡故可射殺云進と見え下一書ふハ時國神
 号天探女見其雉曰鳴聲惡鳥在此樹上可射之あどあ
 るを此ハハ略きさハ聞えぬ事あり○射雉斃斃ハ
 古呂志幾と訓づト此字ハ鳥獸あど死シメルふ書ふあり
 和名抄毛群類ハ禮記トホリキマシノムホリ○之ハ捨て○洞達雉胸洞達ハ
 云四足死只殞とあり○之ハ捨て○洞達雉胸洞達ハ
 登保利と訓づト古事記ハ自雉胸通而とあり○座前

也ハ美毛登と訓づト也ハ助字同記曰即天若日子持天神
 所賜天之波士弓天之加久矢射殺其雉爾其矢自雉
 胸通而逆射上速坐天安河之河原天照大御神高木
 神之御所とあり○見ハ美曾奈波須と訓事上訓考三
 五子出○則ハ捨て○昔ハ佐幾余今本イムサキとあ
 去流も籠てあるぞト去流も籠てあるぞト○我ハ捨て○矢也ハ序曾
 ○血漆其矢ハ古事記ハ血著其矢羽とあれハ矢の下
 ふ羽と讀添漆ハ都氣流と訓づト○蓋ハ氣太志と訓
 づト此言ハ漢籍ハ用うる例も本よりの皇國言あハあ
 らざ玉勝間ハの廿二丁ハ漢籍ハ蓋と云字ハ凡方物を推量す
 定たる處ハ置る格ハ見ゆるを万葉ハ此詞の折々あ

を考ふれば漢籍あるとハ意ハ云ぎぬルヤ一替て若
わくもあむむりや云る處ハ用ぬたりハ二卷ハ古ハ戀
らむ鳥ハ霍公鳥蓋しや鳴一吾戀了如凡くも聞えよ
くきやうまきと是を霍公鳥ハ古を戀了鳥と云る
きバ今鳴つるも吾如くよ古を戀て鳴るもやあ
らむと云意ありと何ぞて猶例を引て云きたり
ハ下の事を推量て云言ありも志と訓む○相戰戰ハ
下三卷十三ふ哆哆奈梅互云云易喻者摩毛羅毗多々
介陪磨云云と何古事記言意ハ手々交あるべし○
然歟ハ加々流加毛と訓べし加々流ハ如此有の加阿
を切て云加毛ハ万葉一丁廿二釧著手節乃崎爾今毛加
母大宮人之玉藻灼良武又吾妹子乎去來見乃山乎高
三香裳日本能不見國遠見可聞又丁廿九君之當者不

所見香聞安良武とあるより多く何の詞も加ハ
疑詞母ハ添たる言なり○於是ハ捨て○取矢還投下
之其矢ハ先取の下矢字ハ捨て下其矢より讀初
め取へ返りて登良志氏と云み還投ハ續て讀下之の
二字ハ捨べし古事記曰故高木神告之此矢者所賜天
若日子之矢即示諸神等詔之或天若日子不誤命為射
惡神之矢之至者不中天若日子或有邪心者天若日子
麻賀礼云而取其矢自其矢穴衝返下者と何り○落下
を讀時ハ上の取矢云其矢落下と讀べき文ありさ
てハ矢と云言動りハ煩らハ又落を於知と訓もい
かありそハ於知ハ自ら落事あるを云ハ二字
高皇產靈尊の御手みく還投給つるあせバるハ

捨て、○則も捨べし。○胸上ハ下、一書ハ高胸此云多歌
牟那婆歌古事記も、中天若日子寢胡床之高曾坂以
死とあるも依て訓べし同傳十三ハ、依ハ眠る、胃の
きを云名お式の遷却崇神祠祝ハ亦遣志天若彦毛返
りと有て又高津鳥殃爾依氏立處尔身亡支とありハ、御
使乃雉を射しりし依て、此殃ハ遭るを云て、高津鳥
の事乃殃と云意ありとあり。○新嘗ハ上一卷御誓段
も如此書を於保尔倍と訓るハ、朝家のハ屬ての
事此ハ私ハ爲る事あれハ於保を略て、尔比那倍と訓
べし。新之櫻の能阿を此言ハ、私ハ爲る事也上訓考七
約て那と云あり。

不出。○休卧之時也ハ、古事記ハ寢胡床之とありし依
て、祢也須米流時尔那毛と訓て之ハ捨べし。今本ネフ
るを字ハ就て云あり、そハフセル寢を夜須武と云
ル寢る事ありハあり、さされど寢を夜須武と云
事上訓考五卷不出。○中矢ハ、古能也曾岐互と訓べし
今本ハ、古文の格形とあり。○立死立ハ、今本多知登古呂
と訓るハ、上ハ引る遷却崇神祝詞ハ立處とありハ、是
よりト又死ハ、彼祝詞の續祝詞亡支とありし依べし。
下廿九卷十七ハ、身命亡之とあり。○此世人云云ハ、
上古より云來りし事なり。今傳りしハ、口決
人箭入之時、敵射返其矢則、矢利と云り、こハ中昔事也
ハ、かゝる事有、一ハ太平記ハ、本間孫四郎遠矢事と云

て、射たる矢を乞ふ敵より矢を射返せし事ありき
 て本問が大將方の戦終る敗軍久是らむ返矢み當り
 かされど是ハ其矢ハ
 あらど猶考ふべし
 古事記ハ此文無し○可畏ハ
 今本伊牟倍志と訓るより上一卷十三ハ今世人夜
 忌一片之火又夜忌擲櫛あどあるも同ト○之ハ捨て
 ○縁ハ古登能母登と訓ぶトハ事
 之標と云此言上冊六丁卷五云久
 事あり

天稚彦之妻下照姬哭泣悲哀
 ナキカシメル

聲達于天是時天國玉聞其哭
 コエアメニキコユコハニアマツクニタマノカミコノナクコエヨ

聲則知夫天稚彦已死乃遣疾
 キハテアメワカヒコガウセルコトヲシリテハヤチヲツカ
 風舉尸致天便造喪屋而殯之
 ハシテカバネヲアメニトリアゲモヤヲツクリテ

即以川鴈為持傾頭者及持帚
 スナハチカハカリヲキサリモチマタハキモチトナシ

者一云以川鴈為持傾頭者又以雀
 マタイフカケヲキサリモチナシマタスバメヲ
 者一云以川鴈為持帚者

為春女頭者亦為持帚者以鴈為持傾頭者
 ウスメトナシマタイフカケヲキサリモチナシ
 ナシマタハキモチトナシ

○日本書紀訓考九卷

○廿九

爲尸者以雀爲春女以鷓鴣爲
 哭者以鷓鴣爲造綿者以鳥爲穴
 人者凡以事而八日八夜啼哭悲
 衆鳥任事而八日八夜啼哭悲
 歌先是天稚彦在於葦原中國
 也與味耜高彥根神友善此味耜
 須岐故味耜高彥根神昇天平

喪時此神容貌正類天稚彦平
 生之儀故天稚彦親屬妻子皆
 謂吾君猶在則攀牽衣帶且喜
 且慟時味耜高彥根神忿然作
 色曰朋友之道理宜相弔故不

懔汗穢遠自起キタナキヲモイトハズテカクミヅカフトホクキツレ 哀何為誤我於ナニシカモワレヲシニヒトニアヤマ
 亡者則拔其帶劔大葉刈ツトイヒテミハカセルミツルギナハオホハカリヲヌキテ 刈此カイコレハ
 里亦名イフマクナハ 以斫仆喪屋此ソノモヤヲキリフセキコハ 即落而オチテ
 神度劔カムドノツルギ 為山今在美濃國藍見川之上ヤマトナルイマミノクニノア井ミミガハノヘナル
 喪山是也世人惡以生誤死此モヤマコレナリヨノヒトノシニヒトニアヤマラルライム

其緣也コトノモトナリ

哭○哀ハ捨べト○達于天達ハ此次子聞其哭聲とあ
 きバ今本幾古由と訓るよりト古事記より天若日子
 之妻下照比賣之哭聲與風響到天と有り此時ハ上
 卷九丁ふ天地相去未遠とある如く往來も有りし時
 バ聲も聞えしなりト○則ハ捨て○知夫天稚彦已
 死此中の夫と是ハ加能と訓るめむ為ありべしとされ
 同已ハ捨べトして死を知るとあるハ古事記傳十三
 四丁ふ凡て人の死りぬるを悲て哭ハ其人の此世

子聞而降來哭悲乃於其所作喪屋而トアリテ此國土
 ありの事なり、トク傳ハ異あれども古事記も下
 一書も歌小阿妹奈屢夜とあれば此國土もあ
 せし事小傳誤あり、天事此喪の事あせしと云も
 九丁推日女尊の驚而墮機以所持棧○便ハ捨て○
 傷體而神退矣と云事もあせあり、
 喪屋古事記も於其所作喪屋トヨリ同傳十三四丁
 小喪てふ言ハ麻賀事の切りたるも麻賀を切き
 切レバ母ト其麻賀を死たる事のもあせ何事
 され凶事を云あ限平氣久安久母阿良年遠事母
 久無裳無母阿良年遠十五の廿五丁伊麻太爾母毛奈
 久由可牟登又廿九丁多婢爾互毛母奈久波夜許登

六帖又伊勢物語我我ハ裳ありぬきて死ハ有
 べき哉あトあ母那久ハ無恙ト云意ありトて死ハ有
 が中も凶事あり故も其時の事を凡て母と云て
 喪字を當たりかて喪屋ハ屍を設置て其事共を行
 ぶ處あり古天皇の崩時葬奉るまのの間殯宮と申さ
 ぶ坐せ奉て阿賀利奉例を思ふ上代も九人の
 小喪屋を作あるべしとあり屋ハ上訓考七卷小出
 此も今世云屋鋪の内 ○殯之二字殯ハ阿賀利と訓
 小別ト作きるもあり ○殯之二字此言訓考五卷七
 十五丁云りて此國土ありて死者ト云言あ
 るを此も下一書も天くの事あれハ然云事ハ有ぞ
 了ハ捨べしト書きるハ漢文を潤色ト ○川鴈ハ古事記傳
 十三六丁此名此と下海神宮段一書小時有川鴈と

ある二を除く餘も見る見えぬさうはたゞ鴈をかく
も云るりとあり今按ふ鴈ハ下十一卷丁サ於茨田堤
鴈産之と有りて大御歌ふ多莽者破屢宇知能阿曾
讎虚曾破豫能等保臂等讎虚曾波區珥能那餓臂等阿
耆豆辞莽椰莽等能區珥々箇利古武等讎波企箇輸椰
と詠せ給ひし武内宿禰答歌ふ云云阿企菟辞摩
椰莽等能俱珥々箇利古武等例波枳箇儒とあれ
バ今の鴈ハ神代より無て別々川鴈と云一種有りが
そハ絶へるありとて鴈ハ和名抄羽族ハ毛詩鴻
鴈篇注云大曰鴻小曰雁和名加利とあり鴻字鏡ハ加利とあり

名義ハ冠辞考家ツ鳥ハの段ありと鳴まふ加利と
云りと有り○持傾頭者古事記ハ岐佐理持とあり
同傳十三七四ハ私記師說葬送之時載死者食片行之
人也と云り此說持傾頭の字ハ抱カハカ此注せ
ハ如何様カハ據有コつと見ぬ是ハ從ビハ下武烈卷ハ
陪母理處ハ影媛ガ逐行テ詠了歌ハ抱摩談ハ伊比佐
云云とありハ事類似ハカ持傾頭とハハハハハ
由カ書きぬるカ不詳とあり今按ふ者ハ毛能
と云ふ當られしをり次乃持帚者又哭者造綿者
あど皆同ト者ハ依バ者の誤リ又尸者冥人者の二ハ

餘のを者と書きし引きて、字面の潤色カサリを書きしを
 了べし、されば今者ハ捨つ、下皆同ト。○持帚ハキモチハ古事記
 傳十三小華の時、帚を持て出己ダ住拍崎、里にて、ハ帚
行者を云、ありと必掃きを出せし跡を、○雞ハ古事記八千矛神御歌、又下十
 七、卷下ハあとの歌ハ迦祁カケとあり、此鳥和名抄ハ見え
古事記傳十一の十二丁ハ此鳥の本名ハ迦祁あり
を、人家の庭ハ住故ハ庭津鳥と枕詞ハ云、事野津
鳥ト同ハ然、るを後ハ庭鳥とのさ々此、一書ハ本文
ミ呼て、迦祁とハ名ハ知ぬとあり
 小川鴈一、あ、二役持了其を分たる傳あり○雀ハ和
 名抄羽族ハ雀和名須々米古事記朝倉宮段ハ爾波須
 受米とあり此紀ハ是彼見ゆ○眷女ハ上ハ云、了如く、
此女ハ者の誤

古事記ハ碓女カスメと何る子依リて、字須米カスメと訓べト、
記ハ碓女とあり、依、て、此の女誤ありと云、ミハキ
ども、次下の哭者ハ、女とハあ、て、者とあれ、バ、上ハ云
了如く、同傳十三ハ、今、世ハ、米を春男ツラノコを碓之者カスメノモリと
云、稱あり、此、役ハ、和名抄祭祀具ハ、菜、銚、漢語抄云、
祿、淨米也、糧米、離騷經注、云、糗、精米、所以享神也、和名久
萬之、祿とあり、菜、米、今、云、白、餅、糗、糗、糗、糗、今、云、洗、米、あり、
然、き上代ハ、殯イナヒハ、此、等、の、奠ノケ、其、米、を、春、女、あり、べし
 とあり、又通證ハ、雀取躍ト而不歩、如春也ハ、ラ、ツ、ガと云、然ハ、あ
 るべし。○一云乃の乃ハ捨べし。○鳩ハ古事記八千矛
ハ、蘇、爾、杼、理、和名抄ハ、爾雅集注云、鳩、小鳥也、色青
翠、而、食、魚、江、東、呼、為、水、狗、和名曾比、文、德、天、皇、錄、用、魚、虎

鳥三字魚虎見兼名苑等とあり字鏡ハ鵝曾余とあり
 古事記傳十一丁卅七ふ又あり是ハ今世小川世美と
 云ルのふて、蓋囊抄少微と云り、曾比少微世美と
 ハ皆蘓余を訛るあり綠色と云ル翠鳥色のとあり、通
 證ハ此鳥能取魚也とあり、さて古事記ハ此鳥を
 爲御食人トあり、○尸者ハ、モノマサと訛る、尸字ハ
 引きて、潤色ト書き古事記傳十三トあり、古事記ハ
 是と造綿者ハ無卜尸者ト云物ハ甚疑ハト、其故ハ
 尸と云者ハ、神像也と礼記トあり、先祖の祭祀
 小説トあり、男を祭トあり、男女を祭トあり、ハ女を用う
 して、孫を爲王父尸トあり、とあり、孫を尸トあり、ハ、
 父ハ返トあり、て子を父トあり、として、祭事あり、されど此尸と

云物ハ、彼國トあり、古の風俗トあり、其トあり、
 後世トあり、總て無き事あり、況て皇國ハ
 母能麻佐ハ、漢籍を讀トあり、とて設トあり、
 尸の訓トあり、此段トあり、似つトあり、ハ、
 人の書加へたるふやあむトあり、若然らば漢國トあり、
 無き例トあり、當らぬ事あり、若又上代トあり、
 佐トあり、ハ、漢國トあり、ハ、異あり、
 口決トあり、尸者ハ著死衣而謁トあり、
 云トあり、死人の著衣トあり、
 聞えて、趣トあり、尸トあり、
 俗の有トあり、ふやあむトあり、
 書トあり、
 ぬトあり、

○哭者ハ古事記ハ哭女トあり小依テ奈伎米ト訓ベ
トハ通證ハ嘗聞紀熊野若家有死者庸鏡古婆子令
之哭告郷黨隨價高低有哭泣輕重ト云云此風俗を聞
て上代思ひやらせたり是を鷓鴣小負せハ此
鳥取其來干簷下善鳴也ト云り上下の者ハ皆捨
つせども此ハ春女の例ハ依て者ハ女ト云ふ當て訓
づト○鷓鴣ハ和名抄羽族ハ本草云鷓鴣一名鷓和名土比
又日本琴瑟段下三卷十四ハ金色靈鷓トありて仍号鷓
邑今云鳥見是訛也鳥見ト云云古事記傳十八の冊丁ハ
とあれども既長髓彦を登美思古ト云云其妹を
此紀ハ鳥見屋媛トあれハ當時より登眺トハ云云

登美ト云ハ然キハ上代ハ郵をも阿牟ト云
如ク鷓鴣も登美ト云けむを訛きリト云云鳥名乃
登美を呼ト此地名の登美を呼ト聲の去ト上の訛
ありハ鷓鴣トありハ字書ハ鷓鴣同トあり○造綿者ハ説
きハ古クハ通ハ書リト見え○造綿者ハ説
説あきト信られ者之ハ私記謂今以綿漬於死
ス其計の綿ハいさハ其造者ト別ト起
くもあハ故按ハ死のゆハ其造者ト別ト起
處を上代ハ綿トぞ填めけむ其綿ハ多ク入事ハ
バ其造者云ハ綿トぞ填めけむ其綿ハ多ク入事ハ
了類あり○鳥ハ和名抄羽族ハ鳥和名加良須古事
記ハ八咫鳥此紀ハ三足鳥赤鳥万葉七廿五ハ曉跡夜
鳥雖鳴るとあり名義ハ冠辭考家ノ鳥ハ加阿カ々と
鳴聲もて負たりトあり○穴人者穴ハ今本完ハ誤

今改むきて古事記に御食人とあるに依りて美祁毘登
と訓べし今本シ、ヒトと訓り下廿一卷十一丁に無
るべし食ハ飯又諸菜を云古事記ハ此役ハ翠ハ爲
せたり傳の異あり彼記曰河鴈爲岐佐理持鷺爲
掃持翠鳥爲御食人雀爲確女雉爲哭女とあり○衆鳥
ハ登利杼毛と訓べしさて此より以下の文ハ本文ハ
何多ぶき事なり○任事ハ今本コトヨサスと訓き
のミ云て鳥あどふ古事記ハ爲を皆奈志と訓るに依
て古登乎奈志幾と訓べし同記ハ行定而とあり○
而ハ上の爲春女而と讀格ハ置き加久志氏と訓べ

し、あち上一云ふ任事又古事記ハ行定而と云ふ當れ
久はく同傳十三ハ此喪の役共を如此皆鳥共ハ任せ
たりハ如何ある故とも未慥ハ思ひ得む姑く纂疏
ハ稚彦有雉禍故以衆鳥任葬官類之也とあり依りて
ぞ多かるとあり○八日八夜ハ比也加余也余と訓べ
し古事記ハ日八日夜八夜以とあり同傳十三ハ凡て
日又夜と云言を添て云る古言の格ハ有ける此
のハハ例此彌の意あり幾日と云意ハ又正しくハ
日八夜ふてもあるべしとあり○啼ハ捨て○歌ハ古

事記云、日八日夜八夜以遊也。とあり、宇多比志、奴毘幾
と訓づ、ト宇多比とハ、殯時、樂せし事ハ上ニ引る古
事記、不遊也とある是あり、同傳十三ハ古事記と此ハ
違ひて、樂の事を記されざ
るハ、御國の古礼を忘きて、ひたぶるハ漢さまハ書か
されたるとの、乃久、悲歌との、みくハ古意ハ書け
との、をやとあれど、歌とあるぞ、樂ハ猶下十三卷、天皇
崩坐る處、ハ新羅王聞、天皇既崩、云云、自難波、至千
京、或哭、或歌、儻、遂參會於殯宮也、廿九卷、天皇崩坐
一處あり、云云、次國々造等隨參赴各誄之、仍奏種々歌
儻、三十卷、ハ元年春正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮等
適殯宮而、云云、樂官奏樂、又二年十一月、
此、事あり

あどあり、ゆゑ此歌と云、ハ何を詠るや、靈異記、朝倉
宮、御代ハ、雷
を捕へ、小子部、極、事、を記せり、段ハ、極、卒也、天
皇執、留、七、日、七、夜、誄、彼、忠、信、と、あり、ハ、此、人、の、功、乃、こ、と
を、詠、歌、一、れ、給、ひ、ハ、按、ハ、こ、ハ、後、ハ、誄、と、云、る、あり、づ
き、と、こ、ハ、誄、あり、づ、ハ、按、ハ、こ、ハ、後、ハ、誄、と、云、る、あり、づ
ハ、そ、ハ、歌、を、誄、ハ、故、ハ、宇、多、比、と、云、其、誄、ハ、詞、を、差、て、志
奴、毘、古、登、と、云、る、乃、ハ、こ、ハ、神、代、ハ、死、人、の、生、涯、間、ヨニ、ア、リ、シ、ホ、ド
の、勲、功、を、稱、て、其、を、誄、ひ、ハ、乃、ハ、こ、ハ、志、奴、毘、誄、ハ、下、世、
ハ、見、え、て、崩、坐、ハ、天、皇、の、御、生、涯、間、の、事、を、の、と、申、せ、ハ、
て、ハ、其、時、真、品、又、ハ、皇、祖、等、之、騰、極、又、臣、連、先、祖、等、
所、仕、狀、を、も、申、せ、る、み、く、誄、ハ、累、樂、其、平、生、實、行、為、誄、
而、定、其、謚、以、於、之、と、玉、篇、誄、註、ハ、あり、づ、ハ、
され、ハ、此、ハ、天、稚、彦、ガ、生、涯、間、の、事、を、歌、ひ、ハ、忍、ハ、
ハ、乃、ハ、こ、ハ、上、ニ、引、る、小、子、部、極、ハ、事、ハ、後、ニ、云、誄、ハ、
ハ、乃、ハ、こ、ハ、上、ニ、引、る、小、子、部、極、ハ、事、ハ、後、ニ、云、誄、ハ、
ハ、乃、ハ、こ、ハ、上、ニ、引、る、小、子、部、極、ハ、事、ハ、後、ニ、云、誄、ハ、

朝倉宮御世の項まきて此忍と云ハ戀志奴夫あふ天
推彦を慕ふなり此事訓考五卷八十九丁云りさく
古事記傳十三卷八十九丁云りさく
何の故ぞと云ハ先人死するハ彼天照大神の天石
屋小籠坐て世ハ闇夜ふ成りハ類する故み其時の
故事をすゆびて歌樂て其人を復此世に還り給て
招禱の意より起きりとあるハ樂と云事を主として
云きとるふ違も委しき事もあかりき猶誅ハ訓
考四十七卷七十一丁云べし今世日蓮派の僧人
を葬時其死人の佛道不勤仕事を云あるハ此故事乃
中世まで存不失を取用るハ但しき意ハあく
たりとおめてふ今時の僧乃あま日ぞりる
とせれかくまれ上代の趣ハあはるる
登幾ふ當て訓べし○味相高彦根神古事記ハ阿遲
志貴高日子根神とあり上廿一丁古事記ハ同傳十
一七丁ふ味ハ可美と同意みハ名相ハ磯城あふ石

高彦根ハ天津彦根あ出通ハ志貴出雲國風土記ハ神
門郡高岸郷所造天下大神御子阿遲須積高日子命甚
晝夜哭坐仍其處高屋造而坐之即建高椅而登降養奉
故云高岸多仁多郡三澤郷大神大穴持命御子阿遲
須伎高日子命御鬚髮八握于生晝夜哭坐之辞不通祖
神御子乘船而率巡八十嶋宇良加志給鞞猶不止哭之
云云あど云了事見ゆ○友善ハ宇流波志幾登毛と訓
べし下九卷十善友古事記此愛友あどあり同
傳十三十六ふ凡て友の交乃睦トモきをバ宇流波志と
云りさて此二神の交遊ハ天稚彦の此國ハ降て後よ

りの事あるべし云云下照姫は母兄神も坐バ、ゆり
も甚親きなり、神名帳に、出雲國出雲郡阿遲須伎神
社、天若日子、神社と並び載り、文德實錄三、出雲國阿
遲須伎高彦命、神授從五位下とあり、此社なりべし
と出、○平喪、とハ友みく坐故、其喪屋へ來坐るあり、
さく然乎ハ、御身穢坐事をバ知し食共友ハ如此こそ
有べけれ、下小墾田宮元年五月百濟翹岐從者一人死
去甲申翹岐兒死去是時翹岐與妻思兒死
果不臨喪凡百濟新羅風俗有死者雖父母兄弟夫婦
姉妹永不自看以此而觀無慈之甚豈別禽獸とある異
國の風俗を見らるべし、御國如此喪屋へ乎來坐て、御身
とハ甚く違つるあり、穢給ふをバ、被しと清まり給ひありべけれと其事

ハ此小要あき事あれば、略められあり、今世此穢を思
善友の死し處つゝ、往ぎる人もあり、上小引る百濟
の風俗みく、皇國魂しひ小ハあり、さく死
し處へ行て後身、滌をあら得てハ、身ハ清まるもの
あり、此身滌ハ、必水みくあきせとも、湯ふ入て、其身を洗
を滌とハ、○容貌ハ、加保と訓べし、此事古事記傳十三
云あり、五十丁此紀み、容姿形容、容貌、容止、おとをも、皆然
九丁小訓り、万葉ふも、姿貌、容貌、あり、加保とハ、先ハ
面の形、様を云、名みく、惣ての身、體の形、様を兼さ
り、右の字、共みく、心得べし、此の二神の似るも、た
だ面の形、様を云、ありと、出下十卷、四丁、武内宿禰
弟、甘美内宿禰、廢兄、即讒言、云云、於是壹伎、直真根子、者
其為人、能似武内宿禰、之形、云云、時、人每云、僕形似大臣
故、今我代、大臣而死之、以明大臣、之丹心、則伏劔、自死焉

と心何り、是ハ形とありて、容貌の事ハ事ハ論
も、死事と思へば、容貌も似たり。事ハ論
傳の説ハ古事記加保と云義ハ、玉たすき四
加保と云ハ、赤穂の省語ある、その祝詞ハ、赤丹穂爾
聞餘とある、穂ハ赤き餘光を云、あり万葉ハ、紅衣染
まぐ、欲されど、著ふ丹穂比や人去りぬ出、此丹
べくの丹ハ、土穂ハ、餘光を云、神と聞ゆと、出、土ありと
あ、ハ違つ、此ハ、○平生之儀、平生を、今本伊弉利志
赤きを云言あり、
時と訓り従べし儀ハ、佐麻と訓べし、○正類へ返りて、
以登與久爾多利幾と訓べし、古事記ハ、其過所以者
此二柱神之容姿甚能相似とあり、○親屬ハ、同記ハ、其
父亦とあれば、知々麻多と訓べし、今本チ、ウカラヤ
就ての事あり、されど古本ハ、同記の如○妻子ハ、米
ありりと見え、上ハチ、とハ附あり

古杼毛と訓べし、古事記ハ、此ハ、天若日子之父、亦其
其妻子とあり、故つ、按、み彼記の妻子ハ、天若日子
が天子在、時の、子ハ有、と見也、其故ハ、其下、
伊呂妹高比賣命思顯、其御名とあれば、下照姫ありむ
みハ、阿遲志貴高彦根、神ハ、此下照姫の母兄あり故、
かく、死體を見混ふ事ハ、あらざるあり、此、紀、も、天稚
彦の死體を、天子持還りぬ、時、下照姫も、天子上り
あり、そハ、一書、或、云、とあり、み、去、べし、
此、紀、ハ、妻子とあり、ハ、漢文ハ、引きて書き、
妻の、あり、ハ、然、き、バ、古事記ハ、妻子とあり、
も、後、人、此、紀、ハ、依、て、子、字、ハ、加、ハ、あり、
ハ、父、亦、其、妻、皆、哭、云、とあり、子、字、ハ、お、け、れ、バ、
同記の妻子實あり、父亦其妻皆とあり、妻の下、
字を脱せ、○皆ハ捨て、○吾君ハ、今本シナキと訓、
ハ、丁、ハ、背、那、君、の、轉、天稚彦を指て云、あり、○在、ハ、麻
志、利、と、訓、べし、古事記ハ、我君者不死坐祁理とあり、

○則ハ捨て、○衣帶ハ漢文あり古事記ハ手足とあり依
て、互安志と訓べト即、手足あり、さて帶、字ハ、衣、字、引きて、漢文、下、一書ハ、攀持、衣帶、不可排離、とあり、不可排離ハ、手足小離、ざりあり○攀牽ハ、ヨダカ、リと
可排離ハ、手足小離、ざりあり今本訓リ、ヨダ
妹手取而引與治引、手、折、者、云、云、九、の、十、丁、保、都、杖、與、治、等、理、あり、と、云、事、お、れ、手、足、登、利、ふ、ハ、云、べ、か、く、と、云、と、万、葉、九、あり、ハ、此、と、別、あり、登、利、加、々、利、と、訓、べ、ト○且ハ捨て、下乃ハ、麻、杼、比、毛、志、幾、と、訓、べ、ト古事記倭、建、命、取、伊、服、岐、能、山、神、幸、行、段、ふ、於、是、零、大
冰雨打惑万葉二人、麻、長、歌、小、渡、會、乃、齋、宮、從、神、風、爾、伊、吹、惑、之、其、反、歌、ふ、也、去、方、乎、不、知、舍、人、者、迷

惑フ十十三 小春山霧惑在駕云云十二九 小寐香妹之來マセ、レ、イ、メ、カ、モ、レ、カ、マ、ド、ハ、ル、コ、ヒ、ノ、シ、ガ、キ、ニ
坐有夢可毛吾香惑流戀之繁爾を、も、失、を、も、訓、又、廿、九、卷、丁、卅、八、ふ、ハ、不、知、東、西、と、も、書、き、たり、こ、ハ、心、此、處、ふ、あ、る、を、云、詞、あり、言、意、ハ、纏、と、同、言、う、そ、ハ、衣、を、著、る、た、ど、ふ、著、る、あり、其、著、む、と、一、下、乱、る、を、纏、と、云、あ、れ、バ、あり、此、餘、も、纏、と、云、ハ、乱、る、事、を、云、と、あ、る、べ、ト
事登、ハ、清、濁、の、違、あり、と、れ、と、麻、都、波、流、と、云、も、此、纏、と、同、ト、け、き、バ、麻、登、比、を、麻、杼、比、と、も、云、一、あり、と、さ、て、後、世、子、麻、與、比、と、云、言、ハ、是、も、麻、登、比、の、登、を、與、子、通、ハ、せ、く、云、る、久、字、も、上、引、了、麻、登、比、と、云、不、迷、字、を、當、ら、き、一、子、て、あ、る、べ、ト、又、下、十、卷、十、丁、二、紛、を、麻、與、比、と、訓、了、ハ、去、木、と、あ、る、ぬ、義、の、字、あり、又、万、葉、七、の、廿、五、丁、十、一、の、廿、三、丁、十、四、の、十、九、丁、あ、る、と、衣、の、破、む、と、そ、る、を、麻、與、比

と云、和名抄繪布類絶條、純漢語抄云、萬與布一
云、與流繪欲壞也、とある是あり、又源氏物語み盡卷
歌、あゝかゝり浪の中、ひ住吉の詠、八間と
云、意と聞ゆ、こハ万葉七子間、乱十一子間、結あど書了
ハ、上引了和名抄の純の事あり、み間と云、字を借て
書了を、其間、字子就て、麻與比ハ間と云、事ありと、非心
得して取、るあゝぐ、きく通證ハの世一丁み迷ハ目
醉也、とら、醉の假名ハ惠比、故惠と與と通、あゝ
考、べ、又上、み云、了登を、村と濁例ハ、橘ハ多、遲摩毛理
の、名を取て、負り、事古事記傳世五の六十一丁、み云
知、ま、如、然、了を、遲を、清て、多
知、婆、奈、と云、了、み、同、
泥、利、と訓、事、上、九、訓、考、五、卷、
○朋友ハ、登毛賀紀と訓
べ、此、辞、古、事、記、傳、十、五、丁、
八、ふ、登毛とハ、官職、み、
ふ、を、云、何、と、あ、く、て、交、り、親、む、
人、を、友、と、云、も、同、意、あり、と、
出、下、廿、五、卷、丁、廿、
八、ハ、友、伴
と、も、何、り、さ、さ、さ、加、幾、の、意、ハ、思、ひ、得、ぬ、
四、通、證、六、の、十、
或、人、

説、小、共、離、と云、り、と、あ、
又、下、十、五、卷、丁、十、
七、卷、丁、十、
二、を
と、ふ、登毛、村、知、と、も、登毛、陀、知、と、も、訓、る、ハ、友、等、と、云、事
や、ら、
○之、道、理、
道、理、と、ハ、漢、籍、小、依、て、云、せ、り、
美、知、と、云、信、ハ、地、を、步、行、御、路、の、餘、小、云、せ、り、
皇、國、み、
三、字
捨、べ、
○宜、相、平、故、ハ、相、吊、良、布、倍、幾、物、曾、登、於、毛、反
古、曾、と、訓、べ、
登、夫、良、布、ハ、古、言、梯、小、問、を、延、た、る、言
あり、と、何、り、
下、十、九、卷、三、丁、
○不、憚、汗、穢、ハ、幾、多、奈、幾
乎、母、以、登、波、受、と、訓、べ、
幾、多、奈、幾、ハ、上、
三、十、丁、
出、
是、即、穢、あり、
又、以、登、波、受、ハ、万、葉、五、丁、
比、等、爾、伊、等、波
延、と、あ、る、如、く、嫌、と、云、
同、ト、猶、十、
六、丁、
小、霍、公、鳥、厭、時、無

云云、十八の六丁、十一丁、四丁、吉惠哉不來座公何為不
厭吾戀乍居十五三十五丁、伊等波奴伊毛乎都奇和多流
麻豆十七九丁、宇梅能花伊都波乎良自等伊等波祢登
佐吉乃盛波乎志吉物奈利あり十の廿七丁、厭
く十五ありハ此意用みくりと見
ゆき多くハ嫌ふ意ふ云ふあり
○遠自起ハ自を
初ハ加久と讀添起ハ紀都礼と訓べト、上
の於毛反古曾の結あり○哀ハ加奈志美都礼と訓べ
此子無てハ捨べト○何為ハ奈尔志加毛○誤我於亡
者ハ古事記ハ穢死人云而とありハ依て亡者を志
尔毘登と訓○則ハ捨て○其帯ハ美波加勢流○劔の

下ハ名者と讀添○大葉刈名義古事記傳十三字の
ありト出古事記ハ大量とあり量ハ措○亦名神度
劔是ハ一説ふありどして、本書ハ取せ書ハ有し事
あれバ訓注の下ハ大書みて何れハ訓注ハ引きて、
かく細書とハあきりしむるべト又上ハ亦名高姫と
云例もあれバ本より然ありしむるを神度ハ加牟登
と訓べト名義古事記傳十三加茂大人説ハ
度ハ抄ありト出又加牟登と云地あり和名抄ハ出雲國
神門加無郡神名帳ハ越中國新川郡神度神社但馬國
氣多郡神門神社とありハ此御劔ハ由縁あり古

牟と訓て、生ハ捨べト。○此も捨て、○其縁ハ古登能毛
 登と訓べト。此、辞上訓考五、卷六丁、小出上代如此事業あ
 けり。あ
 るべし。

是後高皇產靈尊更會諸神選

當遣於葦原中國者、命曰磐裂

以サ磐裂レツ此コレバ云イハ根裂神之子、磐筒男

磐筒女所生之子、經津經津此

主神是將佳也、時有天石窟所

住神稜威雄走神之子、甕速日

神甕速日神之子、燖速日神、燖

速日神之子、武甕槌神是神進

曰マラサク 豈フ 唯ツ 經津主神ヌシノカミ 獨ノミ 爲丈夫而タケケカミニシ
アレフ 吾非丈夫者哉其辭氣慷慨故ソノコトバノイキガシイトハゲシノコラ
モテカノカミニフツ 以ナカツクニラコトムケ 卽配經津主神令平葦原中アシハラノ 國シメタマフ

上の文と此間ふ下、一書も古事記も、下照姫の歌
 を載しを此ふハ略き一なり、○選へ返りて、波加利給

布と訓べし、○磐裂根裂神ハ二柱あり上訓考五、卷
 不出、○訓注を此ふ出されハ誤あり上、一卷十二
 出せし、○石筒男石筒女も二柱あり、こハ上一、卷黄
 泉國段、一書ハ復劍鋒垂血激越爲神号曰磐裂神次根
 裂神次石筒男命一云石筒男命及磐筒女命とありて、
 劍ミカシの血チ生坐ナリあり、古事記も同ト、又一書ハ斬軒遇
 突智時ツチ云云因化成神号曰磐裂神次根裂神兒磐筒男
 神次磐筒女神兒經津主神とあるを取きあり、さて
 此神等をも、高皇産靈尊、又天照大神あごと同例ま
 て、上一、卷ふハ一書の説りるを此の本書ふ取きしハ

甕速日神、燐速日神と、の一乃甕速日神と燐速日神
ハ捨べし此を如此讀例上訓考五卷六十七丁
卷黄泉國一書あ復劍鐔垂血激越為神号ヲス曰甕速日神次
燐速日神其甕速日神是武甕槌神之祖也亦曰甕速日
命次燐速日命次武甕槌命とあり古事記あり方と同日○
武甕槌神ハ上カ云カ了如く經津主神一神あるを二柱
とせカ古事記ハ伊都之尾羽張神是可遣若亦
非此神者其神之子建御雷之男神是應遣とありあど
乃傳の混雜マたるふやありむされば上一卷ある經津
主神の父を五百箇磐石ありと云此カハ磐筒男磐筒

女神とせざるあど皆慥シあどぬ事あり遷却崇ル神祝詞也
命健雷命二柱神等乎天降給比氏とあり此紀依
て書カあどベ又古語拾遺ふを經津主神是磐筒女
神之子今下總國香取神是也武甕槌神是甕速日神之
子常陸國鹿嶋神是也とあり此紀依カあどベ
さく武甕槌神の鹿島の神あり事ハ論カあどベ香取神
を經津主神と云カあどベ事ハ意を委カ
も思カあどベ定めカあどベ事ハ意を委カ
七十五丁カ出カあどベ猶此社の事ハ訓考十二卷六丁カ
云カ○是神二字○豈唯二字○獨も捨て○為ハ能
美○丈夫而ハ今本マストラヲと訓カあどベ多祁幾神
尔志氏と訓カ○非丈夫者裁ハ多祁加良自登思閑
流加毛と訓カ今本此をマストラヲと云言ニ動カあどベ
○辞氣慷慨ハ言葉能伊幾謝志以登波碍志と訓カ

以幾謝志ハ上訓考ニ卷出波碍志ハ千載集二卷ハ、
け、かきとハ祈らぬとのを、俊頼朝臣歌ありて、強
きを云言あれバ、此ハ息機イキガシの強きを云、あり。○即ハ
加能神カノカミと訓、トハ武甕槌神あり。○配經津主神
配ハ曾波志氏ソノナリと訓、ト是即二柱一神あり。證ありそ
ハ初ハ經津主神ミヤヅノカミ選出されたきバ、大將軍の如く、武甕
槌神ハ後ハ名乗出給つれば、副將軍の如くあるべき
ハ替さぬあれバ、仍りき、武甕槌神ハ實名、經津主と
ハ御刀ミハカシは稱あきバ、先後乃書格古事記と合、續紀ハ
年、鹿嶋神カシマノカミ正三位、香取神カケリノカミ正四位、上を授られ、
ハ此格あり、き、今本ハ、故以即配經津主神と讀べき

文あり、然きバ、經津主神ハ大將軍、武甕槌神ハ副將軍
の如くあり、上ハ云、了神位と違へきバ、今已ダ訓ハ依
レ、○令平ハ、古登武氣志米給布と訓、ト上ハ、丁十出古
事記曰、於是天照大御神詔之、亦遣曷神者、吉爾思兼神
及諸神、白之坐天安河上之天、石屋名伊都之尾羽
張神、是可遣若亦非此神者、其神之子建御雷之男神、此
應遣且其天尾羽張神者、逆塞上天、安河之水、而塞道居
故他神不得行、故別遣天迦久神、可問故爾使天迦久神
問天尾羽張神之時、答白恐之仕奉、然於此道者、僕子建
御雷神、可遣乃貢進爾天鳥船神、副建御雷神、而遣云云

日本書紀訓考九卷終

